

令和6年度第1回一関市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和6年7月2日(火)
午後1時30分から午後3時
場所 一関市役所 2階大会議室A

～ 次 第 ～

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

一般廃棄物の減量化及び資源化に対する取り組みについて

・令和6年度一関市一般廃棄物減量実施計画について

4 その他

6 閉 会

令和6年度

一関市一般廃棄物減量実施計画

一 関 市

目 次

1	目的	4
2	計画期間	4
3	一般廃棄物排出量の予測と目標など	4
4	廃棄物減量実施計画（市の具体的な取組）	5
4-1	発生抑制（Reduce：リデュース）の取組	5
4-2	再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の取組	5
4-3	一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用	6
4-4	一関市ごみ問題対策巡視員等による啓発活動	6
4-5	エコショップいわて認定制度への参画	6

1 目的

一般廃棄物減量基本計画に基づき、市内から発生する一般廃棄物の減量化及び資源化を行うことを目的として令和6年度一般廃棄物減量実施計画を定める。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 一般廃棄物排出量の予測と目標など

一般廃棄物減量基本計画における令和6年度の一般廃棄物の排出量などの予測値と排出量、リサイクル率などの目標値を以下に示す。

区分	予測又は目標値
一般廃棄物排出量の予測	32,302 t
一般廃棄物排出量の目標	31,641 t
一人1日当たりの排出量	813 g
リサイクル率	17.0%
推計人口	106,626 人

※廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g×推計人口×365日

廃棄物排出量目標＝一人1日あたりの排出量目標値×推計人口×365日

4 廃棄物減量実施計画（市の具体的な取組）

4-1 発生抑制（Reduce：リデュース）の取組

① 生ごみ減量機器購入補助の実施

	補助台数（計画）	補助金限度額（1基）
電動式生ごみ処理機	39台	30,000円
手動式生ごみ処理機	5台	10,000円
設置型コンポスト化容器	22台	3,000円
密閉型コンポスト化容器	5台	2,000円

※ 補助金：購入額の2分の1以内

② 食品ロス削減のための「残さず食べよう！30・10運動」の取組推進

ア 食べ残し対策を実施する飲食店及び宿泊施設の登録を促進し、岩手県の「もったいないいわて☆食べきり協力店」の取組との連携を図る

イ 家庭における食べ残し、賞味期限や消費期限の近い食品の廃棄防止（毎月30日は冷蔵庫クリーンアップデー、毎月10日はもったいないクッキングデー）の呼びかけ

ウ 食品ロス削減啓発ポスターの作成及び配布

③ ごみ分別説明会での排出指導や、市広報、市ホームページ、ケーブルテレビ、FMあすもなどの多様な媒体を活用した啓発の実施

ア マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きの呼びかけ

イ 簡易包装、詰め替え商品の購入や量り売りの利用推進

ウ 生ごみの水切りによる排出時の減量化

エ フードバンク、フードポスト、フードドライブの情報収集と利用促進

オ レンタルやシェアリングなどの利用促進

カ 使い捨てプラスチックの廃棄削減の促進

キ リユース、リサイクル方法の具体的な選択肢の提示

ク 事業者に対し、ごみの減量化に関する啓発の実施

4-2 再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の取組

① 有価物集団回収事業に取り組む地域の団体などへの報償金の交付により、取組の普及拡大を促進

	報償金単価	回収見込量
金属類	5円/kg	135,000kg
古紙類	5円/kg	1,421,000kg
びん類	4円/本	43,000本
ペットボトル	5円/kg	43,000kg

② 認定事業者との連携による使用済み小型家電回収及び古着イベント回収の実施

- ③ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者やリユースショップの情報提供
- ④ リユースやリサイクルのサービスをインターネットなどで行う事業者との連携
- ⑤ 住宅祭などのイベント時の環境コーナー設置による3R（リデュース、リユース、リサイクル）の呼びかけ実施と再生品の紹介
- ⑥ 一関地区広域行政組合や平泉町との連携による新しい施設整備にあわせた分別や収集の仕組みづくりの研究
 - ・コンテナ回収実証事業
- ⑦ 公共施設から排出される不用品の譲渡（リユース）

4—3 一関地区広域行政組合清掃センター施設の活用

- ① 行政区、自治会、公衆衛生組合連合会などへの見学の情報提供と支援
- ② 粗大ごみ再生品に関する情報の提供
- ③ リサイクル教室開催の情報の提供

4—4 一関市ごみ問題対策巡視員による啓発活動

- ① ごみ問題対策巡視員による分別の徹底及び排出指導の推進
- ② ごみ問題対策巡視員からの情報収集

4—5 エコショップいわて認定制度への参画

ごみ減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店や飲食店を認定する「エコショップいわて認定制度」に参画する。